

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和5(2023)年4月27日(木) 午前10時から午前11時30分まで		
開催場所	みよし市役所6階601、602会議室		
出席者	<p>【委員】 坂口委員(会長)、南谷委員、倉橋委員、清田委員、深谷委員</p> <p>【事務局】 深谷総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、森田主幹、林副主幹、窪田主任主査、鈴木主任主査、一丸主査</p> <p>【処分担当課】 二子石生涯学習推進課課長、生涯学習推進課 林副主幹</p>		
次回開催予定日	令和5(2023)年6月29日(木)		
問合せ先	総務部総務課 鈴木、一丸 電話 0561-32-8000(直通) メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定による
審議経過	<p>○総務部次長兼総務課課長；定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。</p> <p>会議の開催に先立ちまして、事務局を紹介させていただきたいと思います。</p> <p>お手元のみよし市情報公開・個人情報保護審査会資料の16ページをご覧ください。</p> <p>こちらの総務部長以下6名の職員で事務局を担当させていただきます。</p> <p>総務課主幹の異動がありましたので、紹介させていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定により、みよし市情報公開・個人情報保護審査会の議題1及び2を公開とし、それ以外は非公開とすることとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p>		

本日の会議の流れですが、みよし市情報公開・個人情報保護審査会の開催後に、みよし市行政不服審査会を開催するという進めさせていただきたいと思えます。

それでは、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定により、会長が議長となっておりますので、会議の取り回しは会長にお願いいたします。それでは会長よろしくお願いいたします。

(坂口会長挨拶)

○坂口会長；それでは、議題1点目「令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度における開示等の状況について」、事務局から説明をお願いします。

○総務課主査；事務局の総務課の一丸より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1についてですが、資料の1ページ目をご覧ください。

まず、令和4年度の情報公開条例による開示請求の実施状況について説明いたします。

令和4年度の各実施機関が受け付けた開示請求件数の合計は109件となっており、うち、全部開示が65件、部分開示が25件、不開示が18件、令和4年度末時点で決定処理中が0件、取下げが1件となっております。

こちらの請求の内容についてですが、工事や業務委託に係る設計書の請求が41件、業務委託のプロポーザル審査の企画提案書の請求が3件となっております。

令和3年度と比較しますと、全体で31件の増、令和2年度と比較しますと57件の増となっております。

なお、2ページから11ページまでは開示請求の処理状況を記載してあります。色がついていないものが全部開示、黄色の網掛けが部分開示、赤の網掛けが不開示、水色の網掛けが取下げとなりますが、こちらの詳細は省略をさせていただきます。

それでは、12ページ目をご覧ください。

こちらは、令和4年度の個人情報保護条例による開示請求の実施状況です。令和4年度の開示請求は17件で、うち、全部開示が8件、部分開示が7件、不開示が2件でした。

請求内容ですが、市民課、税務課、長寿介護課への請求は、請求者は異なるものの例年請求のある内容となっております。

事務局からは以上です。

○坂口会長；ただ今、事務局より説明がありました。委員

の皆様、御意見、御質問がございましたらお願いします。

○坂口会長；御意見等はありませんか。ないようでしたら、議題1点目については、これで終了することとします。

次に、議題2点目の「令和5年度審査会の開催日程について」、事務局より説明をお願いします。

【開催日程について調整】

○会長及び各委員並びに事務局での調整の結果、令和5年度第2回以降の審査会の開催日程を令和5（2023）年6月29日（木）午後1時、令和5（2023）年8月24日（木）午前10時、令和5（2023）年10月26日（木）午前10時、令和5（2023）年12月14日（木）午前10時及び令和6（2024）年2月15日（木）午前10時からとした。

○坂口会長；他に御意見等はありませんか。ないようでしたら、議題2点目については、これで終了することとします。

次に、議題3点目の「行政文書の一部開示決定に関する審査請求について」、事務局より説明をお願いします。

【非公開のため要約】

○事務局から政文書の一部開示決定に関する審査請求について、概要の説明を行った。

○委員から処分担当課に対して、質疑を行った。

○審査請求の内容について審議を行った。

○坂口会長；他に意見等はありませんか。ないようでしたら、議題3点目については、これで終了することとします。

その他、何かございますか。特にないようですので、これを持ちまして、令和5年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を終了します。

○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございました。令和5年度の第2回以降の審査会につきましては、先ほど調整していただきました日にちで開催するというところで、時期が近づいてまいりましたら、開催通知や資料を送付いたします。

なお、この後の「みよし市行政不服審査会」の議題2点目の開催日程につきましては、「みよし市情報公開・個人情報保護審査会」で調整していただいた日と同日とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

